

## 総務民生委員長報告

総務民生委員会委員長 宅川靖次

総務民生委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第71号 鳴門市情報公開条例の一部改正について」ほか議案5件および請願1件であります。

当委員会は、去る9月26日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案6件についてはいずれも可決すべきと決しました。

また、請願につきましては、お手元へ配布の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第71号 鳴門市情報公開条例の一部改正について」であります。

当該条例の制定後、インターネットの普及や生活圏域の広域化、広域行政の推進などにより、市民以外の方も市の行政に多く関わりを持つようになりました。そうした状況から、今後の情報公開の在り方について鳴門市情報公開個人情報保護審査会に諮問し、同審査会より受けた答申をもとに、公文書の開示を請求することができるものの範囲を広義の「市民」から「何人も」に拡大するなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正にあたり、拡大した権利について、「公文書の開示を求める権利を何人も有する」といった文言を条文に明確に定めてほしかったとの意見がありました。また、制度の趣旨から考えると、この制度に関する情報の広報について、受け身でなく、より積極的な方法を考えるべきではないかとの意見がありました。

委員会では議案第71号について採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第72号 鳴門市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」であります。

市への申請や届出、その他の手続き等に関し、インターネット等の情報通信技術を利用して、電子的に行えるようにすることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化および効率化に資するため、共通する事項を定めるものであります。

委員会では、情報の悪用や漏洩、行政手続き上の過失などにより損失を受ける危険性が指摘され、その防止策について質疑がありました。これに対し、情報公開制度に関しては現在のセキュリティで問題はないが、手続きによって求められるセキュリティの度合いが異なるため、条例ごとに柔軟に対応する必要がある、とのことでした。

委員会では議案第72号について採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第73号 鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について」であります。

法改正により、個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち市町村の条例で指定したものが追加されたことから、所要の改正を行うものであります。また、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の導入により、条例で定めるところにより対象となる施設に係る固定資産税の課税標準を引き下げることができるようになったことから、本市においても下水道除害施設について軽減率を定めるため所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正が市民に与える影響などについて質疑がありました。これに対して、対象となる団体に市民が寄附を行った際、個人の市民税から税額が控除されるようになり、その控除額は、市町村や日本赤十字等への寄附金を控除する場合と同程度になる見込みとのことでした。

委員会では議案第73号について採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第74号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」であります。

法改正に伴い、鳴門市防災会議の組織および所掌事務等の見直しを行うなど、鳴門市防災会議条例および鳴門市災害対策本部条例について、所要の改正を行うものであります。

した。

委員会では議案第74号について採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第77号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について」であります。

平成25年3月末に廃止予定の市営バス事業の清算にあたり必要となる第三セクター等改革推進債の起債について、徳島県知事に許可の申請を行うため、地方財政法第33条の5の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、起債の限度額の内訳等について質疑がありました。長期債で繰上償還をしなければならない額に牛屋島用地購入費のための起債の残債も含まれているとの説明がありました。

また、起債の借受先となる銀行の決定について質疑がありました。これに対し、本市では地方債協会等が公表する共同発行市場公募地方債レートを基準とし、市内に事業所を持つ全ての銀行に対して発行レートの提示を求め、最も低いレートの銀行と契約することでした。

期間中の金利変動の影響を懸念する意見に対しては、基本的に10年の固定金利での借り入れを前提としていることでした。

委員会では議案第77号について採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第79号 工事請負契約の締結について(鳴門市鳴門中学校屋内運動場改築工事のうち建築工事)」であります。

鳴門市鳴門中学校屋内運動場改築工事について請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号および鳴門市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、設計計画の中で、和式トイレより洋式トイレを多く設置するべきではとの意見がありましたが、理事者からは、学校のトイレは生徒だけでなく一般市民も使用し、和式トイレの方が要望が多かったことから今回の設計となっているが、再度学校側と協議を行い、変更も視野に入れながら進めたいとのことでした。またキャットウォークを利用した観覧スペースは設けないのかとの質疑に対しては、キャットウォークを広げてスペースを確保するなどの対応を考えたいとのことでした。

また、防災面・福祉面への配慮について質疑を行いました。委員からは、単なる教育施設ではなく地域防災計画において指定されている避難所であるとの認識のもとで東日本大震災の教訓を生かした対応を考えるよう、またその際には施設の二次的利用も考慮してほしいとの要望がありました。これに対して、現時点でできる限りの対応をしたいと考えているが、今回の協議の中で出た意見等のうち、可能な部分については対応したいとのことでした。

委員会では議案第79号について採決の結果、全会一致

で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。